

(二二・二三・二四) この三通の良正院局の書状は、三日・十三日・廿七日と日付だけで年月は不明であるが、一応慶長一九年一月と推定される。この三通は二紙の包紙に一括して包まれているが、その包紙に「御局より之文三通」、「良正院様御局より御陣羽織挂領之節之文三通」と記されている。

良正院は、池田輝政の後室である。徳川家康の女、普宇姫・督姫と称した。

最初北条氏直に嫁し、北条氏滅亡後輝政に再嫁した。慶長一八年輝政の死去後、尼となって良正院と号した。元和元年二月京都で病死した。知恩院に葬り、追善のため塔中良正院が創建された。忠繼・忠雄・輝澄・政綱・輝興等の生母である。良正院と菅權之佐の関係について明らかにし難いが、權之佐は戦況を良正院のもとへ手紙をしばしば知らせており、その返事である。

(二五・二六・二七・二八) 四通とも向井将監の書状である。向井将監は幕府の船奉行向井将監忠勝である。四通とも花押は異なる。(二七)の花押の上の名乗は「忠勝」と読める。また(二六)のそれは最初の一字は「忠」と読み、(二八)の名乗は「正勝」である。四通とも年代は明らかでないが、

(二九)でものべた大阪伝法川口から新家居、福島の合戦に関する内容であるから慶長一九年一月から一、二年間のものであろうと推定される。(二八)では「貴殿様と若狭殿よりさきは無御座候、何時も以來之証人ニ我等可龍成候」、「何時も御せんざくも候へゝ私せう人ニなり可申候」とのべられており、向井将監が權之佐の新家居、福島合戦での戦功の証人になることを約している。

(二五・二六・二七)の三通は、權之佐が戦功の吹聴ないしは、將軍家への取次を依頼し、それに応じて行動した向井の返書であり、菅氏が池田家臣として定着していく過程を示す史料としておもしろいものである。

(二九)御国替直後に出来られた知行方目録の写である。この時は、藩主光仲の知行充行判物は出されていない。光仲の判物は「右、以米勝五郎様御直判可有御頂戴者也」とのべているが、慶安三年にはじめて与えられている。

(三〇・三一)両通とも慶安元年一二月の家老三名の連署状である。内容は両通とも御懸鶴拝領の御礼使者として江戸下向に関する者である。慶安元年は藩主光仲が公式に帰國した最初の年であった。

(三二)『家譜』によるとこの一通は貞享四年九月一八日のものである。伯耆

綱清は二代藩主伯耆守綱清である。江戸御留守居詰を命じたものであるが、様式的には直形状式に近いもので、藩主直書とでもすべきかも知れないが、當時このような文書を「御書」とよんでいたようなので、ここでは御書といふ呼称をあいまいながらも残しておいた。

ところで、江戸留守居詰または他所への使者を命ぜられる場合証人上の四家(福田・安養寺・矢野・菅)に對しては、藩主が直接に口頭かあるいはこのような御書をもって命ずるのが慣例であった。このような格式と示す慣例が次第に行なわれなくなり、証人上の上席に大寄合が設けられるなど証人上の格式の低下が享保期以降明らかになり、証人上四家は格式維持のため宝曆九年以来二〇数箇条にわたる申し入れを行なっている。

(三三)元禄二年正月二二日に出来られた池田綱清の知行充行判物に附隨する知行方目録の写である。判物は残っていない。

(三四)三代藩主池田吉泰の知行充行判物である。知行方目録は残っていない。

(三五・三六)五代藩主池田重寛の知行充行判物とその写である。これも目録が次第に行なわれなくなり、証人上の上席に大寄合が設けられるなど証人上の格式の低下が享保期以降明らかになり、証人上四家は格式維持のため宝曆九年以来二〇数箇条にわたる申し入れを行なっている。

(三七・三八)六代藩主池田治道の知行充行判物とその写である。目録は残っていない。

(三九)八代藩主池田斉稷の知行充行判物である。目録は残っていない。

(四〇)菅氏系図

6 菅家について

旧鳥取藩主菅長太郎家は、菅權之佐を初代とし九代長太郎まで続くが、明治六年以後については明らかでない。「菅長太郎家譜」(当館蔵、鳥取藩池田家史料)によつて菅家の概略を記しておく。

初代、權之佐(初名右衛八) 正保二年二月家督。慶安三年二月死去。

二代、平右衛門(初名長門) 正保二年二月家督。慶安三年三月家督、元禄二年一二月二日死去。

三代、舍人(初名長太郎・兵部・權之佐・隼人) 慶安三年三月家督、元禄二年一二月二日死去。

右元長孫菅平右衛門尉入道道長、始而淡路之國ニ住居仕、其党九鬼・久留鷗・船越・加治・内野・轟等与共ニ海賊与成テ武ヲ試ミ、後秀吉公ニ仕へ祿壹万五千石ヲ賜リ、文祿元辰年、依命船手を承り候而、同人卒菅和泉・菅若狭・菅權之佐与共ニ朝鮮江渡海」とある。これによると、菅平右衛門尉道長が菅家の当面の始祖といえるが、その平右衛門尉については、淡路の海賊衆であったこと、秀吉に仕えてその息子とともに文祿・慶長の役に従軍したこと以外には明らかでない。しかし、『武徳編年集成』(二八)の天正一二年三月一八日の条に、

「海上ヨリハ土佐ノ長曾我部方淡路ノ菅平右衛門、同三郎兵衛船二百艘ニテ津ニ勧ク所、岸和田ノ城ヨリ其兵三千ヲ分テ遣ハシ是ヲ防ントス、四國ノ海賊百艘、兵員一〇〇〇位を動員し得る勢力であった。」秀吉に敵対する行動をと
り、海上出動にあたっては、四國の長宗我部氏とともに行動していた。と整理され、「秀吉麾下の有力な水軍の将の一人になっていた。(前出田中氏論文)したがつて「四國の海賊」といは長宗我部の水軍として秀吉に敵対している。したがつて「四國の海賊」といわれたのである。

田中健夫氏は、諸史料にあらわれた天正一〇年から一二年の菅氏の動向を(一)

菅氏は淡路洲本の小豪族であった。(二)その勢力は、真鍋氏(真鍋真入齋貞成)と匹敵するくらいの規模で、代々同氏とは海上で勢力を争っていた。(三)兵船二百艘、兵員一〇〇〇位を動員し得る勢力であった。(四)秀吉に敵対する行動をと
り、「これららの諸点を総合して考えると、菅氏が中世海賊衆の典型に属する豪族であつたことはまずまちがいない」とのべておられる。(昭和四七年四月『海事史研究』一八号「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」)

天正一三の根來・雜賀の一揆討伐と四国征伐、一五年の九州征伐、一八年の小田原征伐を契機として秀吉の海上勢力は次第に拡大されるが、天正一二年の段階で秀吉に敵対する四国の海賊衆であった菅氏も、天正一五年九州征伐の時には秀吉麾下の有力な水軍の将の一人になっていた。(前出田中氏論文)したがつて、文祿・慶長の役には、菅氏は一族をあげて終始一貫船手の将として行動することになる。菅家文書の一から一までの一一点はこの間の動静を示す史料である。

文祿・慶長の役以外に、菅氏が秀吉政権下でどのような処遇を受けたか明らかでない。『家譜』では、「秀吉公ニ仕之祿壹万五千石ヲ賜リ」とあるが、それを示す史料はない。朝鮮の役後について『家譜』は、「関ヶ原御陣之後致仕、
菅原捨六代之後胤東坊城正二位參議菅原長遠卿男元長、始而武家に相成り、

「菅原捨六代之後胤東坊城正二位參議菅原長遠卿男元長、始而武家に相成り、

尼ヶ崎ニ住居仕候、権現様関ヶ原御勝利之以後大坂之御城江入御、秀頼公江親對御座候節、於伏見ニ権現様江父子四人御目見申上、和泉義大坂冬御陣御和睦之後、故有テ自亡仕候、若狹儀関ヶ原御陣之後金吾中納言秀秋卿江仕、金吾之家滅亡之後、輝政様江被召出、御知行三千石賜り、病死後嫡子無御座、一代ニ而家絶仕候」とあり、つづいて菅長太郎家の初代である権之佐の事歴を次のよう記している。権之佐は平右衛門尉道長の第三子である。

〔慶長年中関ヶ原御陣之後、輝政様江御知行三千石ニ而被召出候、右平右衛門尉四男半兵衛義、兄權之佐御知行三千石之内を以五百五拾石分ケ遣し、輝政様江被召出、二代目半兵衛嫡子無御座、家絶仕候、同五男忠左衛門初名次郎太夫兒權之佐御知行三千石之内を以四百五拾石分ケ遣し、輝政様江被召出。菅直之進家ニ御座候。〕
以上が、『家譜』に見える、秀吉の有力な水軍の将の一人であった菅氏の関ヶ原の役以後の動向である。菅氏の歴代を整理すると次のようになる。

(東坊城) 元長 — □ — 菅平右衛門尉
(菅原) 入道道長

菅半兵衛
菅若狭
菅忠左衛門 (初名次郎太夫) — 忠佐衛門
菅半兵衛 1 半兵衛

菅平右衛門尉道長父子は関ヶ原の役で西軍について失領したといわれる。

(松平年一・高柳光寿著『戦国人名辞典』) 『家譜』はこれについては何もの
べていらない。ただ、関ヶ原の役の後、家康が大坂城へ入城した九月二日ごろ
が、兵庫県史編集室は権之佐と見る方がよいとして見解が分かれている。

「於伏見ニ權現様江父子四人御目見申上」とのべている。父子四人は、平右衛
門尉道長と長男和泉・次男若狭・三男権之佐の四人であることはいうまでもな
い。ところで、この後の四人の動向は、長男和泉は大坂冬の陣の後「故有テ自
亡仕候」とある。二男若狭は「関ヶ原御陣之後金吾中納言秀秋卿江仕」とある。

料は、多少表現は異なるが多くの写本として伝えられて・鳥取・岡山両池田家の文書の中に存在する。当館所蔵史料の中に「従三位宰相池田三左衛門尉源輝政公播州鹿路御代分限帳 播磨備前淡路三箇国高百万石余」と題する写本がある。内容については他の写本と比較検討をする点もあるが、これによると、「菅權之佐二千石、菅半兵衛五百五拾石、菅忠左衛門四石五拾石、メ三千石人數三權之佐二千石、菅半兵衛五百五拾石、菅忠左衛門四石五拾石、メ三千石人數三人」とあり權之佐の肩書に「取次伊丹農後」とある。權之佐を組頭とし弟二人を組士とした形式で記載されている。菅若狭は、監國として備前に居た池田武藏守利隆に従つた家臣の方に「一、三千石菅若狭、四百石菅久左衛門、三百石同平内、同庄野六郎兵衛、同安宅次郎左衛門、メ四千三百石組侍四人此知行若狭については、「かこ百人」が附されており備前に派遣された利隆軍の主要な水軍であったといえよう。

一方、輝政の軍に属した権之佐は、組士二人といふが、中村には組士三七人の外に、「鉄鎧五十挺、歩行持三拾人、舟頭五拾人、かこ五百人」が附けられている。したがつて、水軍としての権之佐組はそれほど大きくな役割ではなかつたといえよう。

慶長十八年五月二五日、輝政が病死し、その遺領を長男武藏守利隆、次男左衛門督忠繼、三男宮内少輔忠雄が播磨・備前(播磨のうち佐用・宍粟・赤穂の三部も含む)淡路と三分して相続した。この相続にともなつて、輝政家臣団が三分し再編成された。この時、すでに利隆に従つて備前に居た菅若狭は、利隆になり、権之佐は弟とともに忠繼家臣となり備前に移つた。池田家本来の家臣になり、権之佐は弟とともに忠繼家臣となり備前に居た菅若狭は、利隆である中村隼人は、利隆家臣に組み入れられている。

水軍である中村隼人は、利隆家臣と主君を別にしたが、菅一族が水軍として再び活躍したのは、大阪冬の陣であった。『池田家履歴略記』は、慶長一九年の条に「大阪川口より先、幕府は、大阪城の豊臣勢力に対する前線基地である尼ヶ崎の補強の西国より入こむ船改として池田家より番船を置る、隊長ハ菅若狭、同組与力源氏奉行岸越中、外ニ中小性十人是に加る」とある。九月下旬のことである。こ

れに水軍である中村隼人は、利隆家臣と主君を別にしたが、菅一族が水軍として再び活躍したのは、大阪冬の陣であった。『池田家履歴略記』は、慶長一九年の条に「大阪川口より先、幕府は、大阪城の豊臣勢力に対する前線基地である尼ヶ崎の補強の西国より入こむ船改として池田家より番船を置る、隊長ハ菅若狭、同組与力源氏奉行岸越中、外ニ中小性十人是に加る」とある。九月下旬のことである。こ

れに水軍である中村隼人は、利隆家臣と主君を別にしたが、菅一族が水軍として再び活躍したのは、大阪冬の陣であった。『池田家履歴略記』は、慶長一九年の条に「大阪川口より先、幕府は、大阪城の豊臣勢力に対する前線基地である尼ヶ崎の補強の西国より入こむ船改として池田家より番船を置る、隊長ハ菅若狭、同組与力源氏奉行岸越中、外ニ中小性十人是に加る」とある。九月下旬のことである。こ

が、仁三郎・修理を若狭とすると、若狭の小早用秀秋への奉公は、大阪城天守門所蔵の『菅仁三郎死小早川秀秋知行宛行目録』からすれば、少なくとも慶長三年となり、関ヶ原の役以前のこととて、『家譜』の記述には疑問が残る。小早川秀秋家滅亡後輝政へ召出されたというから、若狭の池田家の仕官は早くても慶長七年暮か八年のことである。

関ヶ原の役後、菅一筋は應堂・小早川・池田の諸大名に分散して住み、中世海賊衆としての菅党はこの段階で衰退することになる。とはいっても、関ヶ原の役後、播磨に入封し、やがて備前・淡路を領有する池田家は、三男の権之佐とともに四男半兵衛・五男忠左衛門を召抱え、さらに、小早川秀秋に仕えていた次男若狭も召抱えており、海賊衆菅党は播磨の大名池田氏の家臣として、とくに瀬戸内海の要地を領有する西国の大名の水軍として存続するのである。

菅一族の池田家えの仕官は、関ヶ原御陣の後とあるだけで何年のことか明らかでないが、三男権之佐が早いといえる。一四番の文書の平右衛門尉・宮内の関係の確定をしばらくおくとしても、慶長八年一〇月以前であるといえよう。若狭は、慶長三年以前に小早川秀秋に仕官しており、関ヶ原の没後、致仕して尼ヶ崎に住居していた平右衛門尉道長には権之佐以下の息子が付いていて、少なくとも権之佐以下の息子が池田郷政に召出されたと考えられる。

ところで、「播磨御代・郷政公侍帳」という慶長一八年の史料がある。この史

十月一九日、利隆は姫路を出発し翌二〇日には西宮に陣を構へた。二〇日には岡山の忠繼も、鶴駿大隅を留守居にして、兵七千をひきいて出兵した。荒尾内匠介・和田堺岐・津田将監等が先陣、荒尾但馬・安養寺内蔵允が後陣を進み、攝津三田に陣を構えた。

一一月一日、忠繼は二条城で家康に謁見しているが、一六番の荒尾但馬書状で「今朝之御目見」云々といつてはいるのはこのことをさすものであろうし、一七番の文書の中に見える「京都御目見え儀御仕合一段らく」というのもそれである。菅若狭・菅權之佐ともこの間のくわしい動静は明らかでないが、一六番から二〇番までの文書は權之佐の水軍としての活躍を示す史料である。二〇番の文書でみると、權之佐は一月はじめから中旬にかけて、大阪の伝法川口の番船にあたり、志摩鳥羽城主丸曳守隆や幕府船奉行向井忠勝とともに、大阪への入船を検していったといえる。この番船は、『池田家履歴略記』が九月下旬のこととして述べている菅若狭を隊長として大坂川口へ池田家が番船を置いたこととに符号するもので、若狭・權之佐とも伝法川口番船として三ヶ月近いことに符号するもので、若狭・權之佐とも伝法川口番船として三ヶ月近く滞陣していたといえる。

大坂冬の陣が終って二ヵ月、元和元年二月二三日、池田忠繼が病死する。この

の月の初めには、忠繼・忠雄の母良正院も京都で病死している。春日は別所忠勝の娘である。忠繼および美作津山城主森忠政に、とりあえず備前の仕置を命じたものの、忠繼家の動搖は大きかったであろう。四月には大坂夏の陣がはじまる。忠繼の跡の中の處置が決定するのは、夏の陣が終って、六月二八日であった。忠繼の遺領は、弟の淡路由良城主忠長（後忠雄）が岡山城に入つてこれを嗣ぐことになり、忠繼家臣も忠長家臣に組みこまれることになった。したがつて忠繼の家臣であつた権之佐は忠長家臣となるが、二四番から二七番の菅権之佐宛向井将監の書状によれば、忠繼から忠長へと権之佐が臣従していく過程が、単純でなかつたことをうかがわせる。

一方、利隆の家臣となつた若狭の大坂冬の陣以降の動静を知る史料はない、「家譜」は、「嫡子無御座一代ニ而家絶仕候」とあり、若狭家は絶家したことになつてゐる。ただ、その後の岡山池田家家中に菅姓が二家あり、そのうちの菅惣兵衛家が若狭と関係あつたといふ。（前出田中論文）したがつて、中世海賊衆としての菅氏の流れは鳥取池田家家中となつた権之佐流に伝わつたといふ。

るのである。

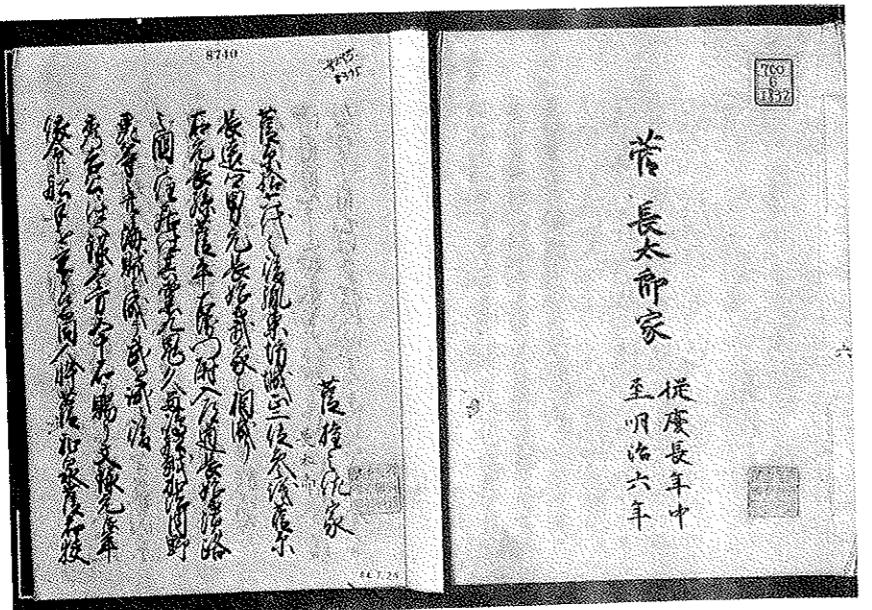
忠長家臣となつた権之佐および二人の弟は、忠長の死後、その子光仲に仕え、寛永九年、池田光政と光仲の交代転封によつて因幡鳥取に移り、権之佐は正保元年一二月死去した。翌二年二月実子長門が家督を嗣ぎ、二代平右衛となる。

鳥取池田家がいつから幕府に証人を差出しか明らかでないが、寛永十年には平右衛門は証人として江戸に下向している。『家譜』は二代平右衛門の条に「此時代迄船軍一統相続仕候ニ付、組舟御船手加子數人御預被成候得共、年月等委細之義相分不申候」と記している。『家譜』には記されていないが、寛永九年八月、お国替えで、池田光仲が最初に因・伯の地に入った時、菅権之佐は、仕置衆の一人として日野郡の統治に当つている。鳥取城および因・伯両国を請取つて入国すると、両国郡政のため十人の仕置衆を置き、その下に代官二人をして郡政を担当させたのである。水軍菅氏も二代平右衛門の代には水軍の役割を終えたというより、鳥取池田家の水軍・船手は、忠長に最初から従つた水軍で、大坂冬の陣では家康から感状を得たほどの戦功のあった横河次太夫が居り、これが池田家の船奉行を勤めている。したがつて二代平右衛門以降は水軍的性格は全く失なわれ、家柄の者として厚遇され、最初にのべたように家祿三千石（一族も含めて）も変ることなく廃藩まで続くのである。

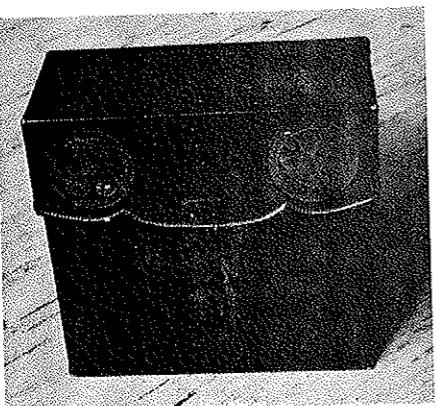
追記 鳥取藩家中に、菅姓は四家あり、その内三家は本稿でのべた、菅長太郎家とその別家である。残る一家は、菅氏弘家で米子詔の二百石の侍である。初代は菅角太夫、淡路の住人高田左衛門の傍で幼少で父を少い淡路の船越氏に寄食し、輝政に召出され、忠繼に従つたという。尚、菅を「カン」と読むか「スガ」とするかは早急に断定し難いとされているが。鳥取池田家史料の藩士家譜では菅長太郎家は「証人上・譜代番頭」の帙に入っているが他の三家の菅は、「加」の部の帙に入れられている。

ところで、『家譜』の四代伊勢の項の末尾に「初代権之佐ノ四代伊勢迄之儀、享保十二年・文化九年大火之歿、書付等焼失仕候而相分リ不申ケ条御座候」と書かれている。「菅家文書」の古い部分はすでに江戸時代に焼失していたのであり、その災禍をまぬがれて、これだけの文書が今日に伝わったのであるが、菅平右衛門尉道長等の事蹟の不明確さは、火災による資料の焼失とともに、「菅平右衛門尉道長は徳川氏に敵対する人物としてその生涯を終つた。このこ

とは、菅氏の子孫が先祖のことを多く語りたがらないという傾向を生んだひとつの原因となつたかも知れない」と田中氏は推察している。たしかに、関ヶ原の役における菅氏の動向は不明確であり、むしろ反徳川的ですらあつたことがその後の菅氏に大きく影響しており、それが『家譜』の記述にもあらわれていることも考えられるのである。



藩士家譜
「菅長太郎家」
(鳥取池田家史料)

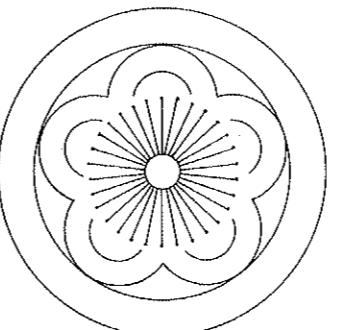


御判物箱
13.5 × 27.3 × 28.4 (高さ)
cm cm cm

菅家に伝来した判物箱である。皮革製で、正面に「御判物」、蓋の部分に葵、揚羽蝶の紋が箔押されている。また、蓋の縁には金泥でふちどりがある。施錠金具が附いているが錠前は残っていない。また両側にはさげ紐を通すように作

られている。

判物箱は家中土分以上の家にはどこにもあったようである。寸法には多少のちがいはあるが、作りはほぼ同じであり、中には、皮箱の中に桐の印籠蓋の箱をおさめたものもある。

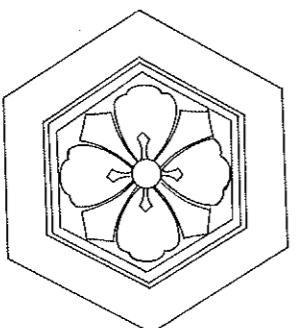


菅家家紋



池田之助花押
(乾家文書第一号)
「元助」か「之助」か

本文36ページ下段参照



乾家家紋

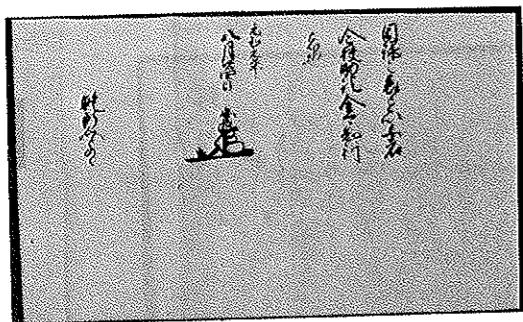
乾家文書は、旧鳥取藩士乾徳家に伝来した文書で、昭和五四年四月、鳥取市御弓町在住の乾敏彦氏が当館に寄託されたものである。乾敏彦氏は乾徳家の分家に当るということで、乾家文書の一部を持ち伝えておられたようである。乾家文書の大部分は散逸してその所在も明らかでない。敏彦氏所蔵の乾家文書一七通は、氏の手により整理され、池田之助・輝政・忠雄の歴代が与えた知行充行判物一五通一卷、池田忠長(忠雄)書状一軸、乾平右衛門外一七名連署誓詞一軸の三巻に表装されている。

乾徳家は、鳥取藩の中では着座一〇家の中の一家である。着座家は家老に就職する家で、家臣団中最も高い格式の家である。現在、これ等着座家に関する文書は、鳥取池田史料の中にある諸記録を除いて、わずかに和田家・鶴賀家文書は、鳥取藩士乾徳家に伝来した文書の一部についてその所在が確認されているのみであり、少量であるといえ、乾家文書が一部でも明らかになつたことは、今後の研究に益するところが大きい。とくに、今回寄託された文書一七通は、天正八年から寛永七年までのもので、池田家が近世大名として成長し、その地位を確立していく中で、乾平右衛門が重臣として成長してきた過程を示す史料として興味深い史料であるといえる。

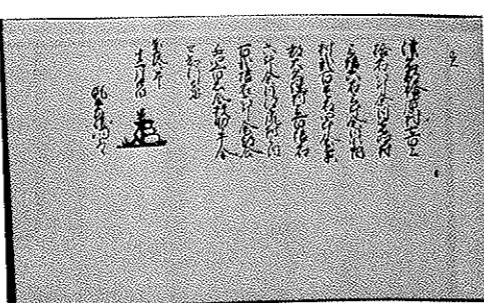
- | | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|------|------|
| 1 池田之助知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | (天正八年九月) | 十月八日 | 折紙 |
| 2 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 天正十二年八月九日 | | 折紙 |
| 3 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 天正十三年九月廿五日 | | 折紙 |
| 4 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 天正十七年十一月廿日 | | 折紙 |
| 5 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 天正十八年十月六日 | | 折紙 |
| 6 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 天正六年十一月三日 | | 折紙 |
| 7 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 慶長七年十月十八日 | | 折紙 |
| 8 池田照政知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 慶長九年十月十六日 | | 折紙 |
| 9 池田忠長知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 慶長十八年十二月廿日 | | 折紙 |
| 10 池田忠長知行充行判物 | 乾平右衛門尉宛 | 元和元年八月廿四日 | | 折紙 |
| 11 池田忠長知行充行判物 | 乾新介宛 | 元和元年八月廿四日 | | 折紙 |
| 12 知行方目録 | 池田忠長 | 元和元年八月廿四日 | | 堅紙 |
| 13 池田忠長知行充行判物 | 乾兵部太輔宛 | 元和五年卯月十一日 | | 折紙 |
| 14 池田忠雄知行充行判物 | 乾兵部太輔宛 | 寛永七年十一月十五日 | | 折紙 |
| 15 池田忠雄黒印状(知行替知之事) | 乾兵部太輔宛 | 寛永七年十一月十五日 | | 堅紙 |
| 16 池田忠長書状 | 乾平右衛門宛 | (元和元年) 正月廿日 | | 堅紙 |
| 17 乾平右衛門外十五名連署誓詞 | (元和元年) 六月十日 | | | 二紙つき |

1 乾家文書の伝来

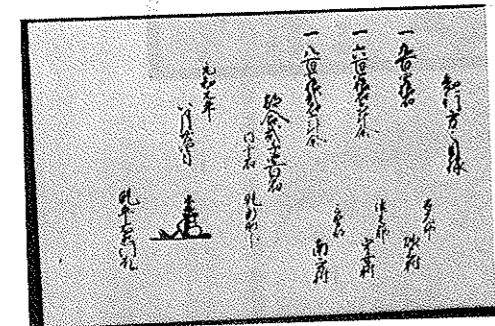
2 乾家文書目録



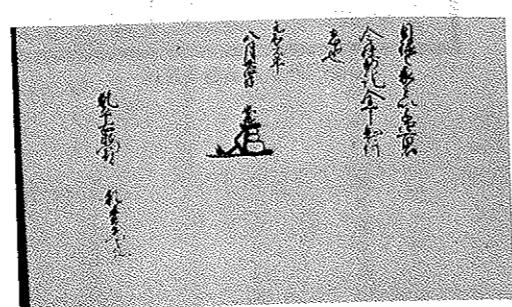
11 池田忠長知行充行判物



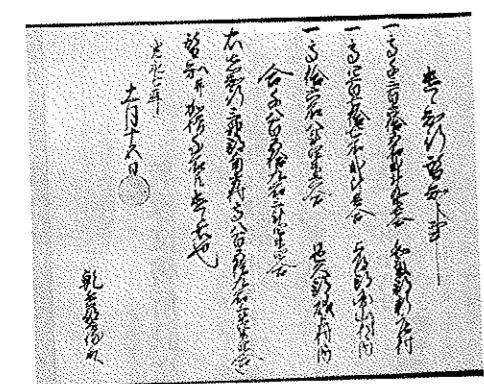
9 池田忠長知行充行判物



12 知行方目録



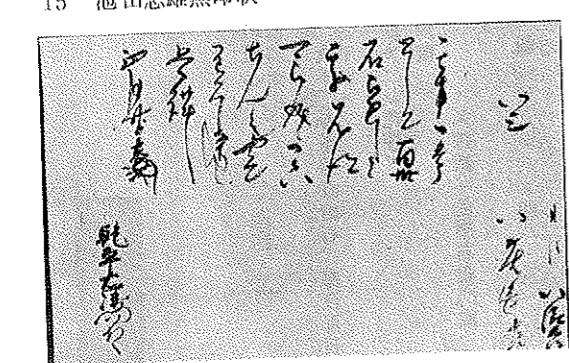
10 池田忠長知行充行判物



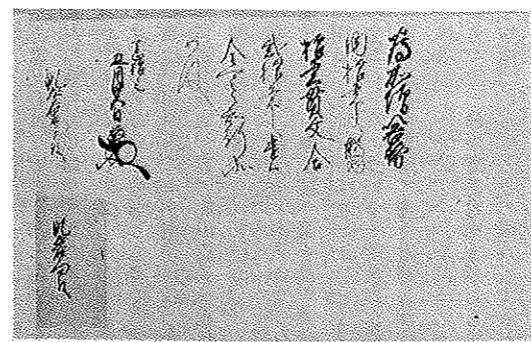
15 池田忠雄黒印状



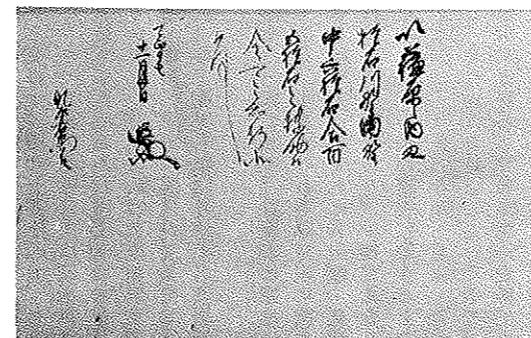
13 池田忠長知行充行判物



14 池田忠雄知行充行判物



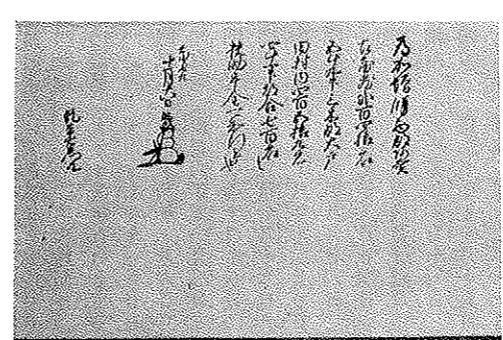
3 池田照政知行充行判物



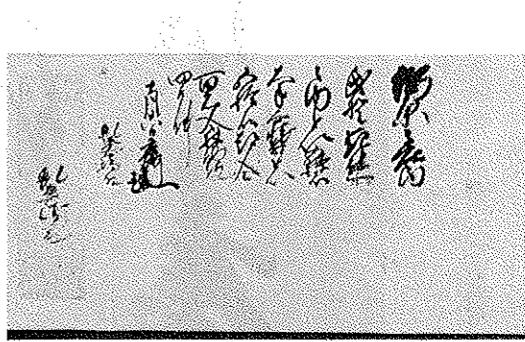
4 池田照政知行充行判物



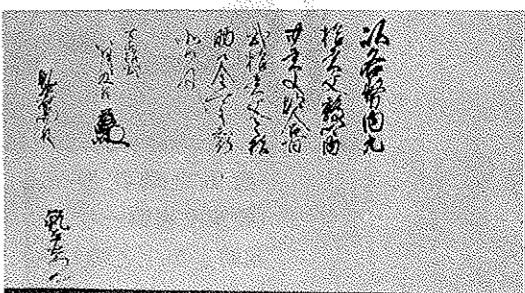
7 池田照政知行充行判物



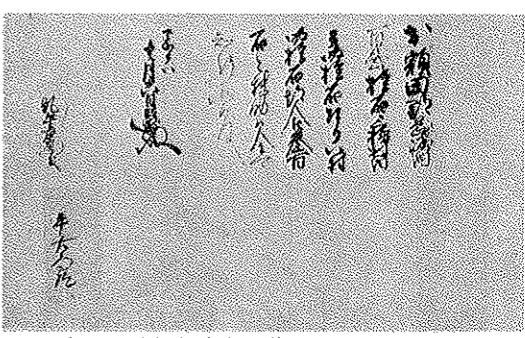
8 池田照政知行充行判物



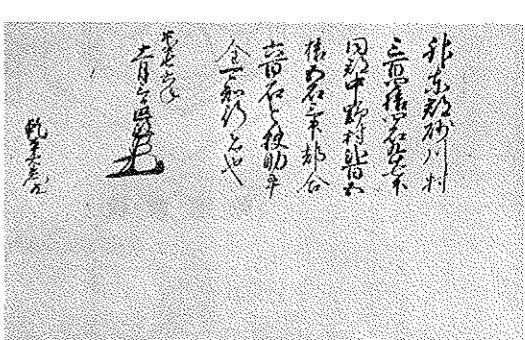
1 池田之助知行充行判物



2 池田照政知行充行判物

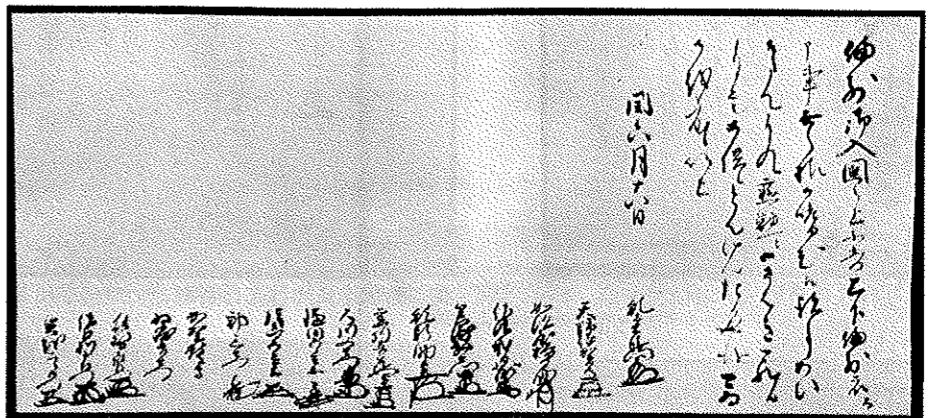


5 池田照政知行充行判物



6 池田照政知行充行判物

4 乾家文書解説文



17 乾平右衛門外十五名連署誓詞

申か済入國とおなづかふ
申かれ事もむすり
申の事はまこと申す
申の事はまこと申す

(一) 池田之助知行充行判物(折紙)二八・九×四四・三

□原之庄内、氏野・花熊之内を以五拾石、大手□井を以五拾石、都合百石令扶助訖、仍如件、

(天正八年九月十八日) (之助カ) (花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(二) 池田照政知行充行判物(折紙)二八・八×四八・八

以各務内九拾貢文、鶴郷内卅貢文、都合百武拾貢文令扶助候、全可有知行所件、

(天正拾八年九月九日) 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(三) 池田照政知行充行判物(折紙)二八・八×四四・〇

為増加、以各務内拾貢文、鶴内拾貢文貲、貢文合式拾貢文遣候、全可有知行所件、

(天正拾三年九月廿五日) 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(四) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・四×四四・七

以蘇原之内九拾石、川野内野中六拾石、合百五拾石令扶助候、全可有知行所件、

(天正十七年十一月廿日) 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(九) 池田忠長(忠雄)知行充行判物(折紙)三五・四×五一・〇

已上

津名郡檜原村七百三拾石八斗余、同先郷村三拾六石三斗余、同小山村武百石

石四斗余、三原郡大久保村三百拾石六斗余、同江尻村之内百武拾石六斗余、都合千四百石余令扶助畢、全可知行者也、

(慶長拾八年十二月廿日) 忠長(花押)

乾平右衛門尉とのへ

(押紙) 乾平右衛門殿

(一〇) 池田忠長知行充行判物(折紙)三七・六×五五・八

目録之表を以、千四百石令扶助訖、全可知行者也、

(元和元年八月廿四日) 忠長(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(五) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・三×四六・五

於額田郡岡崎内百武拾石、三口村内四拾石、たかい村四拾石、都合參百石令扶助候、全可知行所件、

(天正十八年十月十八日) 照政(花押)

(押紙) 「平右衛門尉殿」

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(六) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・三×五〇・〇

神東部砂川村三百四拾四石九斗七升、同郡中野村武百五拾五石三升、都合六百石令扶助畢、全可知行者也、

(照政(花押))

(押紙) 「平右衛門尉殿」

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(七) 池田照政知行充行判物(折紙)三五・五×五三・五

為加增、神東郡中村之内八拾七石四斗三升、同郡かちのうち村之内拾武石五斗七升、都合百石令扶助畢、全可知行者也、

(照政(花押))

(押紙) 「平右衛門尉殿」

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(八) 池田照政知行充行判物(折紙)三五・五×五〇・五

為加增、飾西郡阿賀古屋敷武百四拾石五斗九升、三木郡大戸田村内四百五拾九石四斗一升、都合七百石令扶助畢、全可知行者也、

(照政(花押))

(押紙) 「平右衛門尉殿」

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門殿

(九) 池田忠長(忠雄)知行充行判物(折紙)三五・四×五一・〇

目録之表を以、千石令扶助訖、全可知行者也、

(元和元年八月廿四日) 忠長(花押)

乾新介とのへ

(押紙) 「乾平右衛門尉殿」

乾新介とのへ

(一一) 池田忠長知行充行判物(折紙)三七・四×五六・八

目録之表を以、千石令扶助訖、全可知行者也、

(元和元年八月廿四日) 忠長(花押)

乾新介とのへ

(押紙) 「乾平右衛門尉殿」

(押紙) 「乾平右衛門殿」

(押紙) 「乾

(一三) 池田忠長知行充行判物(折紙)三七・六×五六・八

備前国邑久郡・津高郡・三野郡之内を以、都合式千五百石如目録令扶助畢、全
可領知者也、仍如件、

元和五年四月十一日

乾兵部太輔殿

忠長(花押)

(一四) 池田忠雄知行充行判物(折紙)三七・六×五七・二
為加増、和氣郡新庄・上道郡圓山村丙村之内を以、高千石令扶助訖、可金領知者
也、仍知件、

寛永七年十一月十五日

乾兵部太輔殿

忠雄(花押)

(一五) 池田忠雄黒印状(堅紙)三七・六×四六・〇

遣候知行替知之事

一高千三百六拾五石武斗九升七合

和氣郡新庄村

一高四百七拾石武斗壹合

上道郡圓山村之内

一高拾六石八斗四升六合

邑久郡磯上村之内

合千八百五拾九石三斗四升四合

右者、知行三野郡南方村高八百五拾九石三斗四升四合之替知、并加增千石共遣
候者也、

寛永七年十一月十五日(黒印)

乾兵部太輔殿

(一六) 池田忠雄書状(折紙)二七・七×五三・五

い上

其方御かそうとして、百丹石波遣之候、其分御心得可被成候、御かいちんにて、

5 乾家について

乾家は、先にものべたように、鳥取藩着座一〇家の中の一家である。鳥取藩では、家老職は着座家からだけ補任されるのであり、家中最高の格式であった。着座家は、藩政上では家老職に補任され執政であるとともに、軍制上は旗頭として一隊の将となり、陣代をも勤めた。さらに、鳥取藩では着座家のうち数家に対して、その預り地に「自分手政治」という特別な支配を行なうことが許されており、乾氏の給所八上郡船岡もこれに準ずるものであったといわれている。

ところで、着座家の名称が確立するのは寛文四年以降であるうという。
(『鳥取藩史』職制志) それ以前は、着座・御一座・御連座等の名称が使われてゐる。名称の一定化は寛文以降としても、それに相当する家は御国替当初で、家老職は着座家からだけ補任されるのであり、家中最高の格式であった。着座家は、藩政上では家老職に補任され執政であるとともに、軍制上は旗頭として一隊の将となり、陣代をも勤めた。さらに、鳥取藩では着座家のうち数家に対して、その預り地に「自分手政治」という特別な支配を行なうことが許されており、乾氏の給所八上郡船岡もこれに準ずるものであったといわれている。

『家譜』によると初代は平右衛門(長次)となつており、明治維新期の小四郎徳まで十一代続いている。家祿は寛永九年御國替の時が三千五百石、十一代徳が家督を嗣いだ慶応元年が五千石である。乾家知行高のうち一三五〇石余は八上郡船岡、下船岡丙村に集中しており、船岡は先にものべたように、乾家により「自分手政治」に準ずる支配をうけた地域であったといわれている。しかし乾家の場合、両荒尾・和田・津田の四家ほど明確な形で自分手政治を認められた訳ではなく、その支配はかなりあいまいであったといえよう。とはいへ、明治二年八月二七日、船岡陣屋以下自分支配致し居候場所、可差上員被仰付候事』「家譜」と弁務官より命ぜられているから、幕末には、乾家も両荒尾・和田・津田の四家および鶴殿家同様に船岡に陣屋を設け自分手支配を行なつていたと見られる。

乾家については『鳥取藩史』(第一巻世家三)に詳述されているし、『因府

やかて御わ(たしなむ)候べく候、恐々諱言、

正月廿日

(忠長か)(花押)

(押紙)「乾平右衛門尉殿」

「」

い平右衛門参入々

忠長

(一七) 乾平右衛門外十五名連署誓詞三一・三×二七・五

備前御入國之上、不寄上下、備前衆与申事無之様御嗜尤候、諸事あいそたてられ、懇懃ニ御さはざ可然候、自是御供候とて、けんたか成儀、可為御越度候、以上、

(元和元年) 六月十八日

乾平右衛門尉(花押)

天野伊賀守(花押)

加須屋権之助(花押)

佐治式部少輔(花押)

箕浦勘右衛門(花押)

乾新助(花押)

荒川右衛門(花押)

辻田五郎兵衛(花押)

片山五兵衛(花押)

大川又右衛門(花押)

能勢喜左衛門(花押)

佐分利十左衛門(花押)

野崎右衛門(花押)

越二郎左衛門(花押)

能勢対馬守(花押)

佐分利十左衛門(花押)

備前御入國之上、不寄上下、備前衆与申事無之様御嗜尤候、諸事あいそたてられ、懇懃ニ御さはざ可然候、自是御供候とて、けんたか成儀、可為御越度候、以上、

ので、詳細はそれを参照していただくこととして、ここでは乾家歴代を略述しておくる。もっとも、未刊の資料であるが、鳥取池田家史料の中の「藩士家譜」をしておく。もともと、鳥取藩着座家の部の「乾徳家譜」は乾家に関するもとも基本的史料である。

着座家の部の「乾徳家譜」は乾家に関するもとも基本的史料である。

初代 平右衛門(長次)幼名愛千代、後兵部大輔・池田信綱・之助に仕え、天正一二年長久手の戦いの後、輝政に従う。慶長一五年輝政三子忠長(忠雄)

の傳役となり淡路へ移る。元和二年五月死去。

二代 甲斐守(直幾)初名新介、後兵部大輔・元和元年、別に千石を賜う。元和二年家督、部屋住料千石を合せ知行二千五百石、家老に就職。慶安元年四月

の傳役となり淡路へ移る。元和二年五月死去。

三代 甲斐守(長義)初名長十郎隠居後竹之丞 慶安元年家督(三才)。寛文元年家老職見習、元祿五年九月二三日隠居。

四代 安房(知長)初名良十郎・後対馬・丹後・駿河、元祿五年九月二三日家督、享保二年五月七日病死。

五代 甲斐守(豊長)初名新三郎。後上総・安房二男、享保七年七月一日家督。享保三年九月千石加増、都合四千五百石。享保七年二月家老職見習、寛延三年四月一日、終左近に家老職見習を命ぜられ部屋住料千石を賜う。宝曆二年八月左近病死。宝曆三年七月、備前池田勘解由二男藤八郎を養子とし、名を対馬と改む。同四年一二月家老職見習とし、部屋住料千石を賜う。同七年八月病死。同年一一月甲斐農長死去。

六代 甲斐守(長孝)初名清之助、天明二年八月一一日家老職見習、部屋住料一千石を賜う。天明八年七月一日家督。寛政一〇年四月親平右衛門隠居料五百石と知行高に加えらる。都合五千石。寛政一二年九月隠居。文政一二年一〇月二六日病死。

七代 甲斐(長徳)初名清之助、天明二年八月一一日家老職見習、部屋住料一千石を賜う。天明八年七月一日家督。寛政一〇年四月親平右衛門隠居料五百石と知行高に加えらる。都合五千石。寛政一二年九月隠居。文政一二年一〇月二六日病死。

八代 筑前(長胤)初名清之助、後上野、寛政一二年九月二三日家督。平右衛門隠居料分五百石公取、知行高四千五百石。文化四年家老職見習。文政九年八月二六日病死。

九代 甲斐(長徳)初名清之助、天明二年八月一一日家老職見習、部屋住料一千石を賜う。天明八年七月一日家督。寛政一〇年四月親平右衛門隠居料五百石と知行高に加えらる。都合五千石。寛政一二年九月隠居。文政一二年一〇月二六日病死。

月一〇日死去。

九代 八次郎（良明）初名清之助、文政九年九月七日家督。天保元年正月家老職見習。天保二年九月、先に公収された五百石を返され知行高五千石となる。嘉永元年六月七日辞職。安政元年閏七月死去。

一〇代 雅楽之助（徳脩）初名保丸・保龟代、八次郎二男。安政元年八月一八日家督。慶応元年六月知行所船岡にて死去。

一一代 徳脩 初名小四郎（通称徳雅樂之助）甲斐娘を養女とし小四郎と婚姻す。雅樂之助妻養子（実は鶴賀主水介弟小四郎、二年版籍奉還、同年八月船岡陣屋を返納す。大正五年一月東京にて死去。

一一代徳が東京で死亡して以後の乾家については、今回の調査で十分明らかに得なかつた。これについては、乾家文書の所在調査と関係することであり今後の課題としておく。

6 乾家文書補説

今回、寄託された乾家文書は、すべて初代平右衛門および二代新助（甲斐守直幾）に関したものである。一・一六・一七号の文書以外はすべて年代も明らかであり、内容も一から五までは知行充行判物および目録で特に問題となるものはない。したがつて、年代推定を必要とする一・一六・一七号の文書を中心、各文書に補説を記しておく。

（一）この文書は、池田之助の知行充行判物である。之助は池田信輝の嫡男であり、天正一二年長久手の戦で父信輝とともに戦死した。之助については後にもふれるが、平右衛門が之助から知行充行状を給されているとすれば、平右衛門は之助に属していたといえる。

乾家の先祖太郎兵衛は、足利將軍義澄の隣近であったが、三好の乱で義澄の没落後、京都を去り攝津島下郡安威村に、子源兵衛・孫平右衛門とともに住んでいた。その後孫の平右衛門は由緒をもって將軍義輝に從い、さらに池田信輝に仕え、召抱えられて池田氏の家臣となつた。元亀元年姉川の戦いに奮戦し、信長から褒美を与えられたという。天正六年一〇月、攝津一國を領していた荒木村重が信長に背き、石山本願寺・毛利・木村等反信長勢力の結果に信長は窮

百石に急増している。このような加増の原因は『家譜』によつても明らかでないが、慶長八年正月輝政の二男忠継が備前二八万石を拝領し、実質的には輝政の所領が大きく拡大した後であつた。さらに慶長一五年二月には二男忠長（後の忠雄）が淡路六万三千石を拝領するにおよんで輝政の所領は一層拡大するが、

この時平右衛門は「忠長様淡路を御拜領被遣候付、平右衛門儀御傳授被仰付、姫路江御供仕罷越、以懇命諸事取扱被仰付候」（『家譜』）とあるように、忠長付として淡路に派遣され、淡路の仕置に当つたものであろう。

（九・一〇・一一・一二・一三・一四）の六通は忠長（忠雄）の発給した判物である。慶長一八年正月輝政が姫路城に死去した。遺領は大きく三分割され長

男利隆が播磨を、忠継が備前と播磨の一部、忠長が淡路と相続して、三家の大名家として独立した。淡路六万石余の領主となつた忠長がはじめて発給した知行充行判物が（九）であり、平右衛門は忠長家臣として淡路に移つた中では、最右翼になつたと思われる。翌一九年の大坂の陣では、幼少の忠長にかわつて陣代を勤めている。元和元年二月、兄忠継が岡山城で病死し、その遺領をおび家臣を淡路に居た忠長が相続し、岡山に移つた。（一〇・一一・一二）の三通は岡山に入った段階で発給されたものである。この時のことを『家譜』は「備前江龍越候處」数年致勤労候付、此度御家老職被仰付、御知行千四百石、尤与力足軽等惣体御家老職並之通御渡被仰付、其上幹新助御知行千石ニ而別ニ被仰出」をのべている。

（一三・一四・一五）の三通は、兵部大輔つまり平右衛門の惣新助（後甲斐守直幾）に宛たるものである。元和五年には新助は父子の知行を合せて二千四百石、鶴賀等と並んで家老職たるにふさわしい知行高を得るに至つている。寛永九年六月一八日・七月一日、幼主光仲の就封に当つて幕府は荒尾内匠介成利・同志摩嵩就とともに乾兵部大輔直幾を江戸城に呼び出し両国の仕置について五ヶ条の心得を将軍自から申し渡しているが、このことは家老としての乾の地位を

地に追いついた。村重を討つべく信長は総力をあげてこれを攻め、長期の戦いになった。池田信輝は、尼ヶ崎城に立て籠つた村重が頼みとつた一族木村元清の守る花隈城を攻めた。攻期四ヶ月、天正八年七月二日、花隈城は落城し、信輝は大坂城に入り、長男之助は伊丹城、次男輝政は尼ヶ崎城に入れられた。『家譜』はこの花隈城攻略の戦功で平右衛門に与えられたのが、この之助の知行充行判物であるとしている。つまり、この判物は天正八年十月十八日ということになる。

本能寺の変の後、天正二一年五月池田氏は攝津から美濃に移り、信輝は大坂城・之助が岐阜城・輝政が池尻城に入った。之助の判物が仮に八年でないとしても、九年か一〇年ということになる。美濃に移つた信輝は、翌一二年四月、長久手の戦いに参戦し、家康と戦い長男之助とともに戦死した。之助の子由之が幼少のため遺領は輝政が相続した。

ところで、池田信輝（恒典・勝入）の長男について、これまで「之助」と記しておいた。しかし、これについては、「之助」としてあるが誤りで元助が正しい（松平年一・高柳光寿著『戦国人名辞典』）といわれている。ところが、鳥取池田家史料の中にある「校正池田氏系譜」「当家系図伝」「池田氏家譜集成」「勝入信輝伝」等の諸家譜・系図類はすべて「之助」となっている。「池田家履歴略記」（久松閣文庫本）でも「之助」である。鳥取池田家に伝わった系譜はなぜ「之助」としたであろうか、この問題は関係の原文書がほとんどないのにわかに結論を出すわけにはいかないが、（一）号文書の名乗花押の部分はこのことに関する好史料であるといえよう。この部分の拡大写真を掲げておくが（二九ページに掲載）ここでは結論を出さず、池田家に伝わった系譜の諸本により「之助」としておく。

（二・三・四・五・六・七・八）以上七通の知行充行判物は、池田輝政がそ

れぞれの段階で発給したものである。（二）の天正一二年八月は、先にものべた、信輝・之助の戦死により輝政がその遺領を相続した段階、（三）の天正一三年は、大垣から岐阜に居城を移した時であり、平右衛門は二〇貫文の加増をうけている。（五）の天正一八年は、小田原北条征伐の後、輝政は美濃から東

示すことがらであつたといえよう。

（一六）この書状は、『家譜』では元和元年のものとしている。この書状について「忠長様中野甚右衛門を以、為御尋弔并御提重頭戴之、粉骨尽心仕候内、大坂御和睦ニ相成候付、御帰陣彼處、其節從忠長様御自筆之以御書、為御加増百三拾石被為下之事」と説明している。

（一七）この連署誓詞は、元和元年閏六月一八日のものである。備前岡山城主池田忠継が、この年二月二三日、一七才で死去した。嗣子がなく、幕府はその遺領を播磨姫路の池田武蔵守利隆と美作津山の森右近太夫忠政に仕置を命じた。六月二八日、忠継の遺領は弟の淡路由良城主池田忠長に与えられた。この時忠長は遺領のうち実栗・赤穂・佐用の播磨三郡を弟輝澄・政綱・輝興の三人に分与されんことを願い許されるとともに、旧領淡路は公収され、阿波の峰須賀至鎮に与えられた。六月二日、遺領拝領の御礼の言上も終り、淡路から備前への移住がはじまる。忠長は翌三日付で「急度申遣候、昨日二日備前国我等ニ被仰付旨、公方様被仰出、大慶候、將又淡路國之儀、阿波守殿御拜領候、家共荒候ハぬ様尤ニ候、井山林竹木など不伐採様ニ堅可被申付候、若猥之儀於有之者、可為度候、謹言」と由良侍中に當て淡路引渡しの心得を指示している。（「藩士家譜」佐治幾術家）

六月一八日は、忠長家臣團が淡路から備前岡山へ移つた直後である。しかし岡山には、前藩主忠継の家臣團がそのまま残つてゐる。つまり備前衆などの忠長に従つていたといつて（御供候とて）、権高になることを淡路衆が互いに戒しめ誓詞連判をしたのである。

一応主君を異にした二つの家臣團が一つになつたのである。一つの家中としてある。忠長が岡山城に入つてこれら備前衆もそのままその家臣として召抱え無用な對立抗争を避けるため、備前衆・淡路衆という区別をなくし、最初からされることになるのである。忠長には淡路から家の家臣團があり、（淡路衆ともいつてよいであろう）二つの家臣團が一つになるのである。輝政以来の池田家の家臣が多く、元来は一家中であつたとしても、忠長一八年以來の短期間とはいへ、連名の一六人は、『家譜』で確認する限り、姓の読みがつかない（三左衛門と

〔越二郎左衛門は別として、大川又右衛門・佐分利十左衛門を除く一二名はいずれも淡路衆である。ところで、これら一六人は淡路の家臣団でどのような地位であったであろうか、乾についてはこれまでのべてきたが、天野は千百石で家老役にあつたという。佐治は八百石で諸士頭、加須屋は七百石、箕浦は八百石で大坂の役では家康の感状を得ている。加賀（香河）は七百石で岩屋城の城代である。荒川が六百石、能勢・野崎・片山が五百石、鎌田が五百石から六百石とほど上級家臣団であることがわかる。しかし、同じ淡路衆であっても水軍で活躍し、大坂の役では箕浦勘右衛門とともに家康の感状を受けた横川次大夫（三百石）や三五〇石の岡崎五郎右衛門等は加わっていない。知行高が前者にくらべて少ないからであろうか。とにかく、一六名のグループの性格はまだ明らかにし得ない。

ついでながら、島取藩の上級家臣のうち淡路衆の占める割合は、着座一〇家のうち乾家一家、証人上四家、大寄合五家のうちにはなし、譜代番頭七家のうちには天野・加賀・箕浦の三家、番頭一一家のうちに堀庭家一家、代々鉄三家のうち横川家一家という割合であったことと附記しておく。

あ と が き

本報告書では「菅家文書」・「乾家文書」について報告した。両文書ともほぼ同年代のものであり、証人上・着座家という島取藩上級家臣の家に伝えられたものであり、一緒にとりあげることによって相互の理解を助け、島取池田家成立過程の研究の手がかりになることを期待している。

「菅家文書」の解説については、(一)・(二)・(一九)・(二〇)については、本文中にものべたが田中健夫氏の論文、および『兵庫の歴史』¹⁶を参考にし、(一六)・(一七)・(一八)と(二二)から(二八)までの一〇通については朝尾直弘氏の指導によった。また「乾家文書」(一七)についても同氏の助言をうけた。

- 「乾家文書」のうち知行充行判物は、「家譜」の中にも採録されているが、これを参照しても、地名の読み方で確定できないものが数ヶ所あった。県外の地名で調査が不十分である。お気付の点を御教示願えれば幸である。
- 「菅家文書」の写真版は紙面の関係で省略したものもある。
- 「乾家文書」とも、目録の配列は年代順とした。年号不明のものは月日順とした。
- 写真版の番号は、目録の番号であり、補説の番号も同様である。
- 文書の形状と寸法を記しておいた。寸法は本紙のタテ×ヨコの長さをセンチメートルで表わした。
- 乾家文書は表装されているため寸法は正確には測定できない。菅家の(一)・(二)についても同様である。
- 両家の文書の調査・整理には、学芸員福井淳人、主任山根文子が当った。本報告書の作成は主として福井学芸員が担当した。

昭和五十四年度

資料調査報告書 第七集

「菅家文書」・「乾家文書」

昭和五十五年三月三十日発行

鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東町二丁目一二四

電話 二六一八〇四五